

月報私学

12
December
2012
Vol.180

日本私立学校振興・共済事業団広報



商店街主催「学園通りフェア」と共催して今年で14年目。公立の小学校・中学校にまじって本学園も参加。商店街が招いた各種団体等も加わり大変な賑わいを見せました。今年は東京電機大学東京千住キャンパスにも参加していただき、雨天にもかかわらず新しい一歩を踏み出しました。

写真提供：学校法人 足立学園（東京都足立区）

CONTENTS

- 第1回 私学スタッフセミナーの報告..... 2
- 経営実務Q & A 4
- 連載⑮ 魅力あふれる学校づくりを目指して
 地元商店街との共同による学園祭で魅力創り..... 6
- 私立大学等経常費補助金会計検査院の現地検査結果／
 平成24年度 私立大学等経常費補助金第二次交付..... 8
- 平成24年 共済事業の年間報告／ガーデンパレスの年末年始期間中の営業..... 9
- 平成23年度 特定健康診査等の実施結果.....10
- 新3階年金制度創設のための法律案が国会に提出され、可決・成立しました.....11
- 被扶養者認定申請 ― ポイントと事例③ ―12
- INFORMATION.....14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内.....16

第一回 私学スタッフセミナーの報告

今年度新たな取り組みとして、私学の若手職員を対象とした勉強会を開催しました。その様子を、参加者の声を交えて報告します。

私学事業団は、九月十九日から二十一日の二泊三日の日程で、本事業団の宿泊施設である葉山相洋閣において、私立大学等の若手職員を対象とした「第一回私学スタッフセミナー」を開催しました。

本セミナーは、私立大学等を取り巻く環境変化が高度化・複雑化するなか、教職協働の観点からも重要な役割を担う、私立大学職員の能力開発を目的に企画したものです。

各法人二十五歳から三十五歳の職員一名として募集したところ、二三〇法人を超える申し込み・問い合わせをいただきましたが、会場の関係により二十四法人二四名に参加していただきました。

セミナーでは、関西国際大学学長濱名篤氏、松本大学事務局長小倉宗彦氏、文部科学省より合田哲雄氏、三沼仁氏、松坂浩史氏、本事業団の職員が講師を務め、私立大学運営にかかる様々なテーマで講義を行いました。



2日目 グループ討議（模擬理事会）の様子



2日目 中央教育審議会の動向について講演をする
文部科学省合田高等教育局企画官



3日目 大学教育の課題について講義の中で
グループワークを行う関西国際大学濱名学長

また、参加者が主体的、能動的に研修に取り組むことを目的に、すべての講義において講師との意見交換やグループワークが行われたほか、模擬理事会による課題討議を企画し、積極的な議論を行いました。

セミナー終了時には、参加者全員が職員の役割と重要性を再認識し、大学改革に向けた意欲の形成を図ることができました。

来年度以降も引き続きセミナーを開催いたしますので、次回募集の際は、奮ってお申し込みください。

◇ ◇

セミナーの参加者より、意識の変化や今後の業務に対する姿勢などをアンケートにご記入いただきましたので、その一部をご紹介します。

○参加者の声（アンケート結果抜粋）

私学スタッフセミナーを受講して、ご自身の中に起こった変化についてお書きください。

・意識が高く情熱を持った参加者の方々と過ごすことになり、誘発された。この気持ちを忘れることなく、今後に生かしたいと思う。

・小規模大学が生き残るために自分ができる事についてあまり考える事がなかったが、この研修を通してたくさんの事を考えさせられた。

・自分の知識不足、準備不足を痛感し、もっと自校について、仕事について知りたいと思うようになった。日々の業務を別の視点で見えることも心がけていこうと思った。

・大学というものの役割の大きさを改めて感じた。民間での感覚は少し変えていかなければならないと思う点もあった。

私学スタッフセミナーでの経験を踏まえて、今後、どんな職員を目指しますか。

・問題意識を持ち、本学にとって良い教育とは何かを考え提案し続ける情熱を持った職員となる。教員と職員の橋渡しができる存在になりたい。
・自分はまだまだであることを思い知

お問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター私学情報室
☎〇三三三三〇七八四八・七八四九
Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務

○参加者の満足度（アンケート集計結果）

理 解 度	講師8人に対する 延べ回答人数	割 合
とても理解できた	82	43%
理解できた	99	51%
あまり理解できなかった	11	6%
理解できなかった	0	0%
業務への活用	講師8人に対する 延べ回答人数	割 合
とても役に立つ	130	68%
役に立つ	62	32%
あまり役に立たない	0	0%
役に立たない	0	0%

らされた。これからまた勉強し、私学運営に関わる者として、自覚を持って業務に努めたい。

・上の人間に対して、情報を的確に分析し、判断をしてもらえる資料を作成していきたい。

【プログラム】

○1日目

時 間	研修内容等	講師（担当者）
12:15～12:30（15分） 12:30～12:40（10分） 12:40～13:00（20分） 13:00～14:20（80分） （休憩10分） 14:30～15:50（80分） （休憩10分） 16:00～17:20（80分） （休憩70分） 18:30～19:30（60分） 19:30～終了まで	集合・受付 挨拶 オリエンテーション アイスブレイク・学生動向の現状と課題 学校法人会計と財務分析 経営分析と経営計画 夕食（受講者の自己紹介） グループワークⅠ（グループ討議）	事業団理事 西野 宏明 事業団職員 山本 雅淑 事業団職員 原 徹 事業団職員 菊池 裕明

○2日目

時 間	研修内容等	講師（担当者）
7:00～8:00（60分） 8:00～8:10（10分） 8:10～10:10（120分） （休憩10分） 10:20～12:00（100分） 12:00～13:00（60分） 13:00～14:40（100分） （休憩20分） 15:00～16:40（100分） （休憩110分） 18:30～	朝食 挨拶 グループワークⅡ（グループ発表・模擬理事会） 中央教育審議会の動向 昼食 私学行政概要 私立学校法解説 懇親会	事業団理事長 河田 悌一 文部科学省高等教育局 企画官 合田 哲雄 文部科学省高等教育局私学部参事官 付学校法人調査官 三沼 仁 文部科学省高等教育局大学振興課 大学改革推進室長 松坂 浩史 各講師、事業団理事長等

○3日目

時 間	研修内容等	講師（担当者）
7:00～8:00（60分） 8:00～9:40（100分） （休憩20分） 10:00～11:40（100分） （休憩20分） 12:00～13:00（60分） 13:00～14:50（110分） 14:50～15:20（30分）	朝食 大学教育の課題 大学職員の心得 昼食 私学スタッフセミナー修了証書授与 クロージング 解散	関西国際大学学長 濱名 篤 松本大学事務局長 小倉 宗彦 事業団理事長 河田 悌一 事業団理事長 河田 悌一

経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめました。

科学研究費補助金にかかる取り扱い

◎複数の科研費等の資金を原資として設備等を購入する件について

Q1

今年度から科学研究費補助金(以下、科研費といえます)の執行ルールが変更となり、複数の科研費を用いて一つの共同利用設備を購入することが可能となる旨の通知がありました。また、科研費に大学独自の研究予算等の使途制限のない財源を加えて共同利用設備を購入することも可能となりました。通常、科研費で購入した設備は研究者から大学へ現物寄付することとなりますが、研究者の科研費と大学の独自予算を組み合わせて機器を購入した場合は、どのように処理することとなるでしょうか。

A 機器を購入した財源に応じて、科研費負担分は寄付(消費収支計算書のみ)、大学負担分は購入(資金収支計算書・消費収支計算書ともに)として処理することとなります。

Q2

研究者が科研費で購入し大学に寄付した機器については各大学の資産計上基準に照らして資産計上の可否を判断することとなりますが、Q1のように研究者の科研費と大学の独自予算を組み合わせて機器を取得した事例において、機器の価格一〇〇万円のうち科研費寄付分が九〇万円、大学負担分が一〇万円であり、大学の資産計上基準が二〇万円であった場合、どのように考えるべきでしょうか。

A 質問の事例の場合、学校法人の負担額自体は資産計上基準未満ではありますが、大学負担分も機器購入資金の一部となっていることから、経費の出所に関係なく機器そのものの価格で資産計上の要否を判断すべきでしょう。

Q3

科研費の直接経費を管理している口座で預金利息が生じましたが、これはどのように処理すべきでしょうか。

A 科研費から生じた利息は補助事業(Ⅱ研究事業)に使用するか研究機

関へ譲渡することとされていますので、大学と研究者との間でどのように取り決めているかによって扱いは異なりますが、研究者の研究に供するのであれば預り金とし、大学に譲渡するのであれば寄付として受け入れます。

なお、科研費の間接経費の預金口座に生じた利息については、間接経費は受け入れ時点で学校法人の財産となることから、受取利息として計上することとなります。

※科研費については近年、重要な制度変更が行われており、文部科学省や日本学術振興会からはホームページや科研費ハンドブック等により周知が図られています。科研費に関する取り扱いについては、これらの各種案内等をご参照のうえ、適切な処理を行ってください。

奨学寄付金

Q4

今年度より国立大学から教員が移籍してきたことに伴い、その教員が過去に企業等から受けていた「奨学寄付」を本学へ移管することとなりました。この場合、本学ではどの科目で受け入れればよいでしょうか。また、受け入れた寄付金を使用する際にはどのような点に留意すべきでしょうか。

A 国立大学法人では、企業等が所属教員や研究テーマを指定して寄付を行う場合、「奨学寄付金」として国立大学法人が受け入れることとされており、各国立大学法人の規程では当該教員が他機関へ転出する場合には、併せて寄付金を移管することも定められています。

これを私立大学で受け入れる場合は、当初の寄付時に使途が研究に特定されていることから「特別寄付金」で受け入れることが妥当と考えられます。受け入れた寄付の支出については、基本的には当初の寄付目的に沿った内容であることを前提に各学校のルールに従って行うこととなります。

なお、文部科学省からは各国立大学における奨学寄付金の取り扱いについて、『奨学寄附金等外部資金の受入れについて(昭和五十九年十二月二十二日文学助第二六八号)』という通知が出されていますが、これは私立大学においても奨学寄付金の取り扱いにあたって参考にできるものと考えられます。

私立大学退職金財団からの掛金を財源としない交付金

Q5

本法人では大学・短期大学を設置していますが、私立大学退職金財団より通知された交付見込額は学校法人全体

の額となっていたため、各部門に分けて計上する必要がありますが、どのような基準で計上すべきでしょうか。

A 当該交付金は退職資金支払準備特定資産（私立大学退職金財団が保有している利息等蓄積額）を財源としたものです。各学校法人への交付額の算定には全維持会員の掛金累計額に占める当該学校法人の掛金累計額の比率を用いているため、各学校法人において受領した交付金を各部門に計上する際も、各部門の掛金累計額に応じて按分することが合理的な方法と考えられます。

※私立大学退職金財団からの掛金を財源としない交付金の取り扱いについては、月報私学第一五八号（平成二十三年二月号）に掲載されている経営実務Q&Aも併せてご参照ください。

本務職員が設置校の学生となった場合の労務管理について

Q6 本学の専任職員が、本学の大学院研究科に学生として入学しました。大学院生としての学修は業務とは無関係とみなし、講義と業務が重なる場合は年休を取得して講義を受ける取り扱いをしています。この専任職員でもある学

生に対し大学院でティーチング・アシスタントを担当させることは可能でしょうか。

A 教職員が設置校の学生となることと自体が問題となるものではありませんが、質問の事例では本務職員である者が年休を取得して同じ大学の他部署の業務としてティーチング・アシスタントに従事する構図となってしまうため、労務管理上は適切とは言えません。今回の質問の事例においては、ティーチング・アシスタントに従事する時間については、年休ではなく他部署の業務に従事する等の適切な取り扱いを検討する必要があります。

学生に対する「奨学金」

Q7 本学の教員が研究室に所属する大学院生を学会に引率することとなりました。大学院生が学会に参加するための会費と旅費相当額は大学が負担することとしましたが、これは本人への奨学金として処理すべきでしょうか。

A 所属研究室の教員の指導によって大学院生が学会に参加するのは教育研究活動の一環といえるため、そのための会費・旅費については本人に対する奨学金ではなく、教育研究経費の旅費交通費や諸会費として処理すること

が適切でしょう。

Q8 留学生の学修・生活指導を担当するチューターに、本学の在学生を起用することとなりました。手当として月額一万円を支給しようと考えていますが、本人への奨学金として処理すべきでしょうか。

A チューター業務は本来的に大学が行う「学生指導」に該当するものです。在学生がチューターに従事する際に、指導方法について学校から指示を受け、業務報告を行う点に鑑みると、学校の指揮命令系統下で労働力を提供していることとなります。従って学生に対する奨学金ではなく兼務職員人件費とすることが適切でしょう。

期末処理

Q9 前年度の三月に納品された実験試薬について見積額に基づき未払計上しました。しかし、新年度に入って試薬の一部に不良品が混入していたことが判明し、納入業者と協議した結果、最終的に見積額を減額して支払うこととなりました。この時点ですでに前年度決算が確定してしまっている場合、どのように対応すべきでしょうか。

A 前年度決算が確定してしまっ

いるため、減額分相当を雑収入（借方：未払金―貸方：雑収入）として計上して、減額分相当額を相殺させることとなります。

キャンセル料

Q10 翌年度から高校の共学化計画があり、制服デザインをデザイナーに依頼しました。しかしその後、財源の問題から共学化計画が中止となったため、制服デザインもキャンセルすることとなりました。すでにデザイン業務に着手していたためキャンセル料が発生しましたが、このキャンセル料はどのように処理すべきでしょうか。

A 依頼したデザイン業務の完成前に、依頼主側が自己都合でキャンセルした事例です。またデザイン中止の理由が財源の問題であることから管理経費とすることが妥当と考えられます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎〇三(二三三〇)七八四六・七八四七

Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑮

地元商店街との共同による学園祭で魅力創り

足立学園中学校・高等学校 校長 寺内 幹雄

学園のある足立区は東京都の北東の位置にあり、六〇万人を超える人々が暮らしています。その中心の北千住は古くから交通の要衝で、現在もJR常磐線、東武スカイツリー線、東京メトロ（千代田、日比谷、半蔵門）線、つくばエクスプレス線が乗り入れています。この北千住駅から一分、京成線関屋駅からも七分のところに足立学園中学校・高等学校があります。現在は中学校約四五〇名、高校約一、〇〇〇名が通う男子校で、卒業生は三〇、〇〇〇名を超えています。

一 創校のいきり

地元有志が集まり、この千住の地に公立の男子中等学校を設立しようと願い、東京府（当時）に陳情したものの財政難を理由に却下され、やむなく一九二九（昭和四）年、二二名の発起人と多くの方々の寄付により南足立中学校、南足立商業学校として設立されました。初代理事長は千住の町で開業医を営む傍ら地元の教育の発展のために尽力されてきた堀内亮一先生、初代校長は大審院院長（現最高裁判所長官）であった牧野菊之助先生が務められま

した。



左が堀内亮一先生、右が牧野菊之助先生

すでに地元の有志によって五年前に、潤徳高等女学校（現潤徳女子高等学校）が創立されており、理事長、校長両先生が本学園も兼務されました。以来八十数年、地元の方々の支えもあって本校は発展してきました。

二 中学再開まで

卒業生には優秀な人材が多く輩出されていましたが、一九六〇年代後半には学内問題があつて、紆余曲折をたどらざるを得ませんでした。私が就職したのは学内問題が一応解決してこれからという時期でしたが、生徒の学習意

欲は乏しく、生徒指導に追いまくられる日々でした。この時期には北千住駅東口（本校のある側）の駅前開発が話題に上ったときでもあり、立ち退きを迫られそうな飲食店の方から「学園がどこかに行ってくれたら、私達はそこに移転してうまくいくのに」などと面と向かって言われたこともありました。地元にとって当時の本学園はただの邪魔者でしかなかったのかもしれない。

数年後「丙午」生まれの受験生を迎えます。応募者数が激減したことや、その後の少子化状況も踏まえ、学内には「このままでいいのか」という機運が起こり、改革が具体的に進んでいきます。幸いこれが教育内容の向上と学校のレベルアップへとつながっていったのです。特進クラスの設置から文理科の併設により、進学実績は大きく伸びていきました。さらに改革を進めるために、三つの課題「校名の変更」「男女共学」「制服の変更」についてプロジェクトチームが編成され、検討が進みました。ただし、男女共学については検討を中止し、期待が大きくなった中学校について新たに検討を進め、一九九一年に三十二年ぶりの再開となりました。

三 文化祭を商店街と共催

学園の評価が上がってくると商店街にも受け入れられ、周囲の通りの名前

を「学園通り」と命名していただきました。二〇〇一年には、地元旭町商店街からの申し入れにより、商店街のお祭り「学園通りフェア」と学園の文化祭を同時開催することになりました。以来、学園通りフェアでは東京消防庁音楽隊マーチングバンド、早稲田ラテアメリカサンバ、南米フォルクローレ、学園通りダンスライブ等や千寿桜堤中学校マーチングバンド、千寿常東小学校ドレミファクラブ、潤徳女子高校マーチングバンド、本学園吹奏楽部も加わり、盛大なイベントに発展していきました。



東京消防庁音楽隊マーチングバンド

初年度の文化祭総括では、「すべての面において試行錯誤の状態であり、多くの面に不安があつた。しかし、『街中に活気があり非常に良かったのではないか』という意見が多かった。二つの祭りを同時開催し、これを成功させるには綿密な打ち合わせが必要になっ

てくるが、様々なメリットを考えると来年度もぜひ実現した方がよい」と結んでいます。この頃の文化祭実行委員会は「いい文化祭にしたい」とは願うものの何を企画すればいいか苦悩していたようで、「飲食店の多さを感じさせないためにも多くの『特別企画』を考えていこう」という基本方針がある。しかし、特別企画で大成功しているのは『女子』に絡んでいる企画が多く、これに頼っているのも現状である」とも総括しています。今まで男子校の生徒による「美人コンテスト」のような出し物しかなかった中でこの企画は、生徒にも実行委員会にも良い影響を与えたようでした。

四 今年の取り組み

今年の学園通りフェアは、東京電機大学東京千住キャンパスが開校し、約五、〇〇〇人もの学生が北千住駅で乗降するようになった中で開催されました。六月には街を挙げての歓迎行事も行われ、大変活気づいている状況です。

当日は雨天のため急きよ、千寿常東小学校体育館に会場を移し、開会式では足立区長、千住常東地区町会・自治会連合会会長、足立学園理事長（当日私が代理）、東京電機大学学長の四氏が挨拶し、学生実行委員長の決意表明の後、本学園中学校生徒会長が地域清掃活動の開始宣言をしてフェアのスタートとなりました。

これに対して本学園の文化祭は、昨年が続いて中学校が合唱コンクールを実施。第一日が中学一年生、第二日が二年生。これは保護者の期待が大ききく、参加者は生徒数以上でした。また、本学園の卒業生には現在、京都大学文学部三年生と東京大学理科三類二年生に在籍している者がいますので、この二人を呼んでパネルディスカッションを実施しました。大学とは？京大と東大の違いは？中高生時代の生活は？等々のテーマから学問の方法論までレベルの高いものになりました。予想以上に保護者の参加が多く、関心の高さを示していました。



京大・東大OBによるパネルディスカッション

恒例の先生方のバンドは雨天のため体育館での開催となりましたが、生徒達との絆はしっかりと強まったようです。「普段からかっこいい先生がもつとカッコよく見えた」という生徒の感



雨天のため体育館で演奏する教員バンド
右は高校3年生中心のサポーター

想にもあるように、与える感動は大きく、高校三年生にとっては忘れがたい思い出になりました。

この他には西門を入ったところに、中学一年生が総合学習の中で取り組んできた東日本大震災の復興を願ってモザイク壁画が飾られました。これはプロサッカー長友佑都選手の写真をもとに、学年全体で取り組まれたものでした。反対側の壁には、書道部の震災支援展示が印象的でした。

五 地域とともに

昨年は前述の東京大学理科三類に現役合格を出せたこと、日本野球ドラフト会議で福岡ソフトバンクホークスより二位指名を受ける生徒が出たことなど、文武両面にわたって活躍できた年でした。特にこの二名がいずれも地元足立区出身であったことは、本校創立

当時の先駆者の思いに応えるもので、地元への恩返し但至少でもできたものと自負しています。

また学園は地域の方々とコミュニティづくりに取り組んでいます。地元の発展のために八年前に結成された「街づくり協議会」は、地元町内会、商店街、学校の代表も参加して進められ、東京電機大学の移転、今後の商店街の発展に大きな役割を果たしてきました。

千住の多くの町会、学校が参加している「青少年対策常東地区委員会」は、今年から本学園も参加して、夜の防犯パトロール等、青少年の健全育成に協力しています。

さらに地震への対応では、北千住駅前滞留者対策推進協議会の構成員である鉄道、デパート、消防、病院、金融機関、町内会等の代表が参加して、地震発生時の対策を検討しています。

この他にも自転車放置・盗難撲滅運動、千住花火大会や荒川河川敷清掃活動にも毎年協力しています。これから足立学園は地元とともに発展していきたいと願っています。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

寺内 幹雄（てらうち みきお）

足立学園中学校・高等学校校長。

二〇〇八年、足立学園中学校副校長に就任。二〇一二年より現職。

私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成二十四年度の会計検査院实地検査は、二十三年十月から二十四年五月までの間に、二九法人（大学法人二八法人、短期大学法人一法人）、三六校（大学二八校、短期大学八校）に対して実施されました。

この会計实地検査は、基準等によつとって補助金の算定が適切にされているかという「合規性」の観点を中心に実施されます。

一般補助の関係では、補助金算定の対象となった専任教職員・学生が所定の要件を満たしているか否かに着目するほか、収入支出調査関係では補助金額の調整に用いる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないか等が着目されます。

また、特別補助の項目についても、補助金算定の対象とならない人数や経費が含まれていないか等が着目されます。

こうした検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

主な指摘内容は、次のとおりです。

② 一般補助

① 専任教員に一週間の割当授業時間数が認定基準に満たない教員を含めていた。

② 補助金算定の基準日（五月一日）現在の学生数に前年度末に除籍した学生を含めていた。

【特別補助】

① 経費系の項目（戦略的研究基盤形成支援事業、研究科特別経費）について、補助対象とならない経費を含めていた。

② 教育研究拠点大学院重点経費（大学院基盤分）について、学位授与率の算出の基礎となる研究科ごとの過去三年間の博士課程・博士後期課程の修了者数に誤りがあつた。

③ 大学院教育の実質化の推進について、調整率の算出の基礎となる他大学からの入学者の割合に他大学からの入学者に該当しない者を含めていた。

このように、昨年に引き続き指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人は、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成にあたりその内容の確認を十分に行っていなかった」ことなどに加え、「事業団においてこれらの学校

法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

本事業団では、今後、補助金説明会の内容検討や調査票記入要領の工夫などを重ね、制度の理解が深まるよう努めます。

各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後の確認にあたり、記入要領等に記載されている補助要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

平成二十四年度 私立大学等経常費補助金 第二次交付

二十四年度私立大学等経常費補助金の第二次交付については、六一六法人八五七校に対し、一、一四〇億二、六六万三、〇〇〇円を交付する予定です（下表参照）。

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教職員福利厚生費、教育研究経常費、厚生補導費の六費目です。

二十四年五月一日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定していますが、第二次交付については、二十四年九月七日の閣議決定による予算の執行抑制の対象となっていますので、この決定に基づき交付額を抑制しています。

今回交付の対象とならない研究旅費、認証評価経費及び特別補助については、二十五年三月に交付する予定です。

なお、第一次交付は、東日本大震災にかかる予算の一部について、三二法人四二校に対し、一四億二、二七一万七、〇〇〇円を九月十二日付けで交付しています。

平成24年度 第二次交付予定額

区分	法人数	学校数	当初予算額	交付決定額 (資金交付額)
大 学	法人 504	校 544	千円 —	千円 105,410,635
短期大学	111	310	—	8,407,547
高等専門学校	1	3	—	208,481
合 計	616	857	326,325,694	114,026,663

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

☎ 〇三(二三三三〇)七三〇〇～七三〇二

七三〇六～七三〇八

特別補助

☎ 〇三(二三三三〇)七三〇三～七三〇五

七三〇九～七三一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成二十四年 共済事業の年間報告

【掛金関係】

●長期給付分掛金率の改定(四月一日)

○・三五四ポイント引き上げ、一三・二九二％に改定しました。

●介護分掛金率の改定(四月一日)

○・〇四一ポイント引き上げ、一・〇二五％に改定しました。

●任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額の変更(四月一日)

三十八万円に引き下げました。

●短期給付分掛金率六・五二％のうち

「特定保険料率に相当する掛金率」の表示(四月一日)

三・〇四％になりました。

●児童手当拠出金率の変更(四月一日)

○・一五％になりました。

【資格関係】

●定時決定の取り扱いの一部変更(四月一日)

●加入者証等の検認に併せて被扶養者の再審査を実施(東日本ブロック(九月))

【短期給付(医療)関係】

●「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の外來診療、調剤薬局及び訪問看護への適用(四月一日)

●七十歳から七十四歳までの一部負担

割合の一割負担の措置を継続(四月一日)

【長期給付(年金)関係】

●ブラジル及びスイスとの社会保障協定の発効(三月一日)

●二十四年度の年金額の改定(四月一日)

○・三％の引き下げとなりました。

【福祉事業関係】

●積立共済年金及び共済定期保険の生命保険料控除への税制改正の適用(一月一日)

●積立共済年金に「中途一時払」を新設(十月一日)

【東日本大震災関係】

●被災者の一部負担金免除期間の延長及び災害見舞金の特例等の対応

【その他】

●退職者向けリーフレットの作成(二月一日)

●「住民基本台帳法」の一部改正に伴う外国人の方の手続き用紙の変更(七月九日)

○「被用者年金制度一元化法案」及び「年金機能強化法案」の可決・成立(八月十日)

ガーデンパレスの年末年始期間中(12月27日～1月3日)の営業

ガーデンパレス名	宿泊の利用									年末年始の宿泊料金	備 考
	12月					1月					
	27	28	29	30	31	1	2	3			
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	○	○	○	○	○	○	○	○		通常料金	●12月26日11：00から12月27日11：00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●四川飯店は、12月29日から12月31日まで休業
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	○	○	○	○	○	○	○	○		通常料金	●12月30日から1月3日までの夕食(和食堂・洋食レストラン)は、予約制
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211(代表) ☎03(3813)6290(宿泊予約)	○	○	×	○	○	○	○	○		年末年始宿泊プラン (1泊朝食) シングル 9,000円～ ツイン 17,000円～	●12月29日11：00から12月30日9：00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●年末年始宿泊プラン期間は、12月31日から1月2日 ●洋食レストラン(12月30日9：00から11：00)については、喫茶(ドリンク)のみ営業、和食堂は12月29日11：00から12月30日17：00まで休業
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	○	○	○	○	○	○	○	○		通常料金 ・ 年末年始特別プラン (1泊2食) 1名様 12,000円	●年末年始特別プラン期間は、12月28日から1月4日 ●和食堂は、12月28日から1月4日17：00から21：00まで営業 ●コーヒーラウンジは、12月29日から1月3日まで休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	○	○	○	○	○	○	○	○		年末年始特別宿泊プラン(1泊2食) シングル18,800円～ ツイン 36,000円～	●年末年始特別宿泊プラン期間は、12月31日から1月3日 ●和食堂は、12月31日(夕食)と1月1日は休業
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	○	○	×	○	○	○	○	○		通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) 1名様 12,600円～	●12月29日は、電気設備保守点検のため、宿泊のみ休業(その他は通常営業) ●年末年始プラン期間は、12月31日から1月3日 ●洋食レストランは、1月1日から1月4日(朝食)まで、正月特別メニュー。和食堂は、12月31日から1月3日まで、年末年始特別メニュー ★1月1日・1月2日10：00からロビーにて餅つき大会
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	○	○	×	×	○	○	○	○		通常料金	●12月30日早朝から31日15:00まで、電気設備工事のため、全館休館 ●和食堂は、12月30日から12月31日17：00まで休業
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	×	○	○	○	○	○	○	○		お正月宿泊プラン (1泊2食) 1名様 12,000円	●12月27日11：00から12月28日11：00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●お正月宿泊プラン期間は、12月31日から1月2日 ●和食堂は、1月1日から1月3日(朝食)までは、正月特別メニュー

平成二十三年 特定健康診査等の実施結果

福祉部 保健課

加入者の特定健診等健診結果データの提出にご協力いただき、ありがとうございます。

平成二十三年特定健康診査等の実施結果は、下表のとおりとなりました。

二十三年度については、私学事業団フォーマットの積極的な利用などにより、健診結果データの不備も減少し、昨年度に比べ、特定健診受診率を五七・二%から五九・九%へ伸ばすことができました。

一方で、特定保健指導については受診機関の確保が難しいなどの理由から、利用率が六・六%にとどまっている状況です。

特定健診等は、生活習慣病のリスクを見つけ出し、生活習慣の改善などにより、予防することができる重要な機会ですので、ぜひ受診し、健康管理に役立ててください。

保健指導の受診勧奨

健診結果データを提出していただいた後、その方に適応した情報提供冊子「QUPIO（クピオ）」（保健指導が必要な方には利用券を同封）を学校法

人等あてに送付していますので、対象者への配付及び保健指導の受診勧奨をお願いします。

また、対象者の利便性を考え、学校訪問型の保健指導（※）を実施していますので、ぜひご利用ください。

二十四年度 健診結果データの提出

まだ約七、五〇〇校の学校法人等からの健診結果が未提出です。健診終了後の速やかなデータ提出にご協力をお願いします。

健診結果データの作成の際は、できるだけ、本事業団の健診結果提出用Excel[®]・CSVデータ形式（※）、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成し、結果データチェック機能（※）を活用してください。

（※）詳細については私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」特定健康診査・特定保健指導に掲載しています。

厚生労働大臣への結果報告（抜粋）

◆特定健診対象者数

（単位：人）

区 分	全 体	男	女
加 入 者	251,374	152,284	99,090
被扶養者等（＊）	117,038	15,637	101,401
計	368,412	167,921	200,491

*任意継続加入者は被扶養者等に含まれる。

◆特定健診受診率（特定健診受診者数／特定健診対象者数）

全 体	男	女	※参考	
59.9%	71.0%	50.6%	23年度目標	目標との差
			78.0%	△18.1%

◆特定保健指導対象者数

（単位：人）

区 分	全 体	男	女
積極的支援対象者	20,404	18,240	2,164
動機付け支援対象者	20,394	14,610	5,784
計	40,798	32,850	7,948

◆特定保健指導終了者数

（単位：人）

区 分	全 体	男	女
積極的支援	1,902	1,768	134
動機付け支援	1,857	1,467	390
計	3,759	3,235	524

◆特定健診受診者数等

（単位：人）

区 分	全 体	男	女
特定健診受診者数	220,674	119,144	101,530
評価対象者数（＊）	221,774	119,989	101,785

*健診完了者に加えすべての健診は受診できなかったものの階層化（保健指導判定）が可能な対象者も含んだ数。

◆特定保健指導対象者率（特定保健指導対象者数／評価対象者数）

区 分	全 体	男	女
積極的支援	9.2%	15.2%	2.1%
動機付け支援	9.2%	12.2%	5.7%
計	18.4%	27.4%	7.8%

◆特定保健指導利用率（特定保健指導終了者数／特定保健指導対象者数）

区 分	全 体	男	女
積極的支援	9.3%	9.7%	6.2%
動機付け支援	9.1%	10.0%	6.7%
計	9.2%	9.8%	6.6%

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(概要)

- 被用者年金一元化法により、平成27年10月に共済年金を廃止し、厚生年金に統合。これにより共済年金にある公的年金としての職域部分も廃止。
- 被用者年金一元化法では、職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度又は私学共済制度としての年金を設けることとし、必要な法律上の措置を講ずるとの趣旨を規定(附則第2条)。

■私学教職員の新たな年金として、国公立学校教職員との待遇均衡の観点等から、公務員に設けられる「年金払い退職給付(仮称)」に準じた制度を創設。

【年金払い退職給付の概要】(支給要件・額の算定方法等については国家公務員共済組合法を準用)

- 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金とし、キャッシュ・バランス方式(※)により給付額を算定
 - ・有期年金は、10年又は20年の支給を選択(一時金の選択も可)
 - ・65歳支給(60歳まで繰上げ可能)
 - ・本人死亡の場合は、有期年金の残余部分を遺族に一時金として支給
- 職務上の事由による障害・遺族年金を従来と同様の水準で支給(職務外・通勤災害は対象外)
- 掛金は労使折半負担

※キャッシュ・バランス方式

掛金の追加拠出ができるだけ将来生じないようにするため、年金の給付水準を国債利回り等に連動させることにより、年金給付費と積立金(年金原資)が均衡できるようにする仕組み

■施行日 平成27年10月

新三階年金制度創設のための法律案が国会に提出され、可決・成立しました

企画室(共済事業本部)

本年八月二十二日に公布された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)(以下「一元化法」といいます)」により、平成二十七年十月に、共済年金は厚生年金に統合され、公的年金としての職域部分(三階部分)も廃止されること

になりました。一元化法では、この職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度又は私学共済制度としての年金を設けることとし、その在り方について検討を行い、別に法律で定める旨が規定されています(附則第二条)。

この検討を行うために設置された「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告(本誌十月号参照)の趣旨等を踏まえ、私学共済の新たな年金(新三階年金)制度の導入及び職域部分の廃止に伴う経過措置を講ずることを目的とした「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案」が十一月二日に第一八一回臨時国会に提出され、十一月十六日に可決・成立しました。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案要綱

第一 私立学校教職員共済法の一部改正

- 一 私立学校教職員共済制度の退職等年金給付として、退職年金、職務障害年金及び職務遺族年金を設けること。(第二十条関係)
- 二 退職等年金給付の支給要件及び額の算定方法等については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとし、必要な読替えを行うこと。(第二十五条関係)

第二 日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正

- 一 日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、その業務として私立学校教職員共済法に規定する退職等年金給付を行うこと。(第二十三条関係)

二 事業団は、退職等年金給付の業務に係る経理については他の業務に係る経理と区分し、勘定を設けて整理すること。(第三十三条関係)

第三 一元化法の一部改正

一元化法の施行日(平成二十七年十月一日)において、同法による改正前の私立学校教職員共済法(以下「改正前私学共済法」という。)による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に同じ、同日以後、経過措置として改正前私学共済法による職域加算額に相当する給付を支給すること。(附則第七十八条関係)

第四 その他

その他関係規定の整備を行うこと。

第五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年十月一日から施行すること。(附則第一条関係)

(参考)

私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給要件、額の算定方法等については、別途今国会に提出される国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案による改正後の国家公務員共済組合法

の関係規定を準用することとしており、その概要は、次のとおりである。

- 一 退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、有期退職年金の支給期間は二十年又は十年とすること。
- 二 退職年金は、一年以上の引き続き加入者期間を有する六十五歳以上の退職者に支給するほか、六十歳以上の退職者は支給の繰上げを請求できることとする。
- 三 退職年金の額は、給付算定基礎額(標準報酬月額及び標準賞与額に付与率を乗じて得た額に基準利率による利子を加えた額の総額をいう。)を年金現価率で除して得た金額とすること。
- 四 有期退職年金に代えて一時金の支給を受けることができることとする。
- 五 一年以上の引き続き加入者期間を有する者が死亡した場合、遺族に対して有期退職年金のうち未支給期間分に相当する額の一時金の支給を行うこと。
- 六 職務障害年金及び職務遺族年金について、その受給権者及び給付水準等を定めること。
- 七 加入者が公務員の場合における懲戒に相当する事由により解雇されたとき等一定の場合には、給付の制限を行うこと。

この法律案は、私学共済ホームページ「年金制度改革の動向について」でも見るができます。

事例2 配偶者や子が退職したため、被扶養者として認定申請したい

被扶養者の要件を備えた日（事由発生日）は、**退職日の翌日**となります。

退職後の雇用保険の給付（失業者の退職手当金及び条例等による雇用保険の失業給付に相当する給付を含みます）は、勤労所得ではありませんが、失業期間中の生計を維持するための代替給与に相当する性質であるため、恒常的な収入とみなされます。

したがって、雇用保険受給期間中は原則被扶養者として認定できません。ただし、基本手当日額が3,612円未満（年間所得上限額130万円÷360日）であれば、雇用保険を受給しながら被扶養者として認定されます。雇用保険の受給を放棄した場合や中断した場合も、被扶養者として認定されます。

なお、雇用保険を受けられるようになるまでの間（待期期間や給付制限期間）については、雇用保険受給開始時に被扶養者認定取消をすることを前提に、被扶養者として認定することができます。

【添付書類】

1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②いずれか)	①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る）
2 配偶者・子の収入に関する書類	I 雇用保険に未加入の事業所を退職したとき（①及び②いずれも）
	①事業主の退職の証明書（事業主の証明印のあるもの） ②事業主の雇用保険未加入証明書（事業主の証明印のあるもの）
	1) 雇用保険を受給しないとき（①及び②いずれも）
	①「離職票1及び2」の写し又は「資格喪失確認通知書」の写し ②雇用保険の受給を放棄する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（平成24年版「事務の手引」147ページ参照 [注]）
	2) 雇用保険を受給できないとき（①及び②いずれも）
	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険を受給できない理由を記載した口述書（認定対象者の署名捺印のあるもの）
	II 雇用保険に加入している事業所を退職したとき
	(1)基本手当日額が3,612円未満のとき（①②いずれか）
	①「雇用保険受給資格者証」の写し ②「雇用保険受給資格者証」交付前の場合は(5)-(イ)と同様の書類が必要です。
	(2)雇用保険の受給を延長するとき（①及び②いずれも）
	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険の受給を延長する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」147ページ参照 [注]）
	(3)雇用保険の受給を中断するとき（①及び②いずれも）
	①「雇用保険受給資格者証」の写し ②雇用保険の受給を中断する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」147ページ参照 [注]）
	(4)雇用保険の受給終了後に認定申請するとき
	「雇用保険受給資格者証」の写し（支給終了日の記載のあるもの）
	(5)雇用保険の待期期間及び給付制限期間のみ認定申請するとき
	(イ)雇用保険受給資格者証交付前に認定申請をするとき（①～④すべて）
	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険受給資格者証の交付を受けたときは、直ちに同証の写しを私学事業団に提出する旨の誓約書（「事務の手引」148ページ参照 [注]） ※後日「雇用保険受給資格者証」の写し（加入者番号を明記したもの）を提出してください。
	③雇用保険の給付制限期間等が終了したときには、被扶養者認定取消をする旨の同意書（加入者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」148ページ参照 [注]） ④「被扶養者取消申請書」 被扶養者の要件を欠くに至った理由は「3. 雇用保険受給」と記入してください。取消年月日は記入不要です。
	(ロ)雇用保険受給資格者証の交付を受けた後に認定申請をするとき（①～③すべて）
	①給付制限期間等の記載のある「雇用保険受給資格者証」の写し ②雇用保険の給付制限期間等が終了したときには、被扶養者認定取消をする旨の同意書（加入者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」148ページ下段の「同意書」参照 [注]） ③「被扶養者取消申請書」 被扶養者の要件を欠くに至った理由は「3. 雇用保険受給」と記入してください。取消年月日は記入不要です。

【注】 私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕から誓約書、同意書のひな型をダウンロードできます。

被扶養者認定申請

— ポイントと事例③ —

業務部 資格課

今月号では、**被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合の届け出**について説明します。
また、**配偶者や子が事業を廃止したとき及び退職に伴う被扶養者認定申請**について、2つの事例と添付書類の説明をします。申請は、退職（廃業）日の翌日から30日以内に行ってください。

「被扶養者認定申請書」に添付する書類

- ①加入者との続柄及び生年月日を確認する書類
- ②認定対象者自身の恒常的收入が被扶養者の範囲内であるかどうかを確認する書類
- ③夫婦共同扶養に関する書類（本誌10月号、11月号参照）

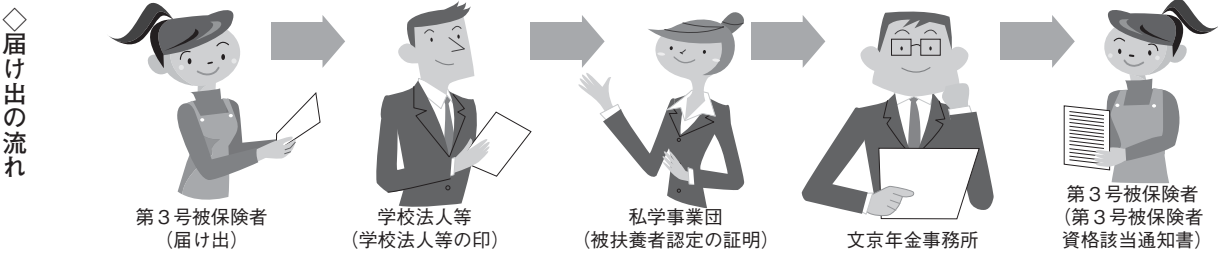


国民年金第3号被保険者の届け出

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、原則国民年金の被保険者になります。私学共済制度の65歳未満の加入者は、国民年金第2号被保険者として国民年金に加入しています。

国民年金第3号被保険者とは、**国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人**をいいます。

国民年金第3号被保険者に該当した場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」に基礎年金番号を確認できる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書等）の写しを添付のうえ、学校法人等を經由して私学事業団に提出してください。その後、本事業団では被扶養者認定の証明等を行い文京年金事務所へ提出します。



1 「被扶養者認定申請書」と同時に提出が必要な場合	①国民年金第1号又は第2号被保険者であった配偶者が、加入者の被扶養者になったとき	種別変更届
	②加入者（第2号被保険者）が1日の中断もなく年金制度の異なる職場から転職してきた場合で、配偶者が前の年金制度でも第3号被保険者であったとき	種別確認届
	③海外居住者等国民年金に加入していない配偶者が、加入者の被扶養者となるとき	資格取得届
2 単独の届け出が必要な場合	①加入者の被扶養配偶者が20歳になったとき	資格取得届
	②被扶養配偶者が退職後に自分の健康保険の任意継続加入者等となっているが、年収が130万円未満である場合 ※添付書類として、任意継続加入者であること及び扶養の事実が確認できる続柄・収入などを証明する書類が必要です。	種別変更届

配偶者や子が事業を廃止したとき及び退職に伴う被扶養者認定申請

事例1 配偶者や子が自営業を廃業し、恒常的な収入がなくなったため、被扶養者として認定申請したい

被扶養者の要件を備えた日（事由発生日）は、**廃業した日の翌日**となります。

【添付書類】

1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②いずれか)	①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）
2 配偶者・子の収入に関する書類	税務署又は保健所の受付印のある「廃業届」の写し

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等は除きます）へ送付します。

次のことにご注意のうえ、賞与等を支給した日（同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算して、最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

- 賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- 賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、支給のない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与区分まで二重線で抹消してください。

※0円又は空欄で報告された場合は、「未確認連絡書」を送付しています。

- 記入に際しては、平成23年版「様式用紙等の記入例集」14ページ又は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕に掲載の記入例を参照してください。
- 支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- 磁気媒体及び電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- 電算用紙による申請については、あらかじめ私学事業団の承認が必要です。手続きについては、平成24年版「事務の手引」102ページを参照してください。

【資格課】

無効の加入者証回収と返納のお願い

加入者（任意継続加入者を含みます）の資格喪失及び被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証及び加入者被扶養者証の返納にご協力をお願いします。

- ①加入者証等を紛失し、返納できないときは、「加入者証等返納不能届書」を提出してください。
- ②加入者等が後期高齢者医療制度に加入した後は、私学事業団の加入者証等は使用できませんので、返納してください（資格は継続します）。

【資格課】

貸付けの申込締め切り日に
ご注意ください

1月4日送金分は12月14日（金）、1月22日送金分は12月28日（金）が締め切り日となります。通常の締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。【貸付課】

加入者向広報「レター」1月号等の送付

加入者向広報「レター」1月号等を1月中旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は11月末現在の加入者数となりますので、不足の場合は広報班まで連絡してください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として「レター」に同封します。なお、年金者あてには1月中旬に送付します。【広報班】

12月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 11月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限（必着）
14日(金)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
17日(月)	アイリスプラン 医療・傷害補償コース加入申し込み締め切り
20日(木)	貯金 送金
25日(火)	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金 11月分掛金口座振替（自振校のみ） 貸付 12月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 1月22日送金申し込み締め切り

1月の共済業務スケジュール

4日(金)	掛金 11月分納期限 貸付 送金
6日(日)	貸付 12月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着）
15日(火)	貸付 2月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

年末年始の業務

私学事業団では12月29日（土）から1月3日（木）までの年末年始をお休みとさせていただきます。何かとご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ホームページ休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページのうち「トップページ（<http://www.shigaku.go.jp/>）」及び「私学振興事業本部（助成業務）ページ」の閲覧並びに学校法人ポータルサイトは、12月28日（金）午後5時45分から1月4日（金）午前10時まで休止します。

なお、「私学共済事業本部（共済事業）ページ」は通常どおり閲覧できますが、「年金情報提供サービス」については、12月28日（金）午前9時から1月4日（金）午前10時まで休止します。

e-マネージャにつきましては、平成25年1月下旬まで休止します。開始日は、別途ご案内します。



助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

会計処理のご質問・ご相談等を受け付けています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談を電話やFAX、Eメール等で随時受け付けています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7846・7847
Eメール center@shigaku.go.jp

第12回 私学振興債券を発行しました

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・固定の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、平成24年11月に「第12回私学振興債券」（10年債）を50億円発行しました。

格付は株式会社格付投資情報センターより、AAを取得しています。

第12回 私学振興債券の概要

債券の総額	金50億円
各債券の金額	1,000万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正含む）の規定の適用を受けるものとする。
利 率	年0.766%
発行価額	各債券の金額100円につき金100円
償還金額	各債券の金額100円につき金100円
期 限	10年（平成34年9月20日償還）
利払期日	3月、9月の各20日
募集期間	平成24年11月13日（火）
払込期日	平成24年11月20日（火）
担 保	一般担保 本債券の債権者は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号、その後の改正含む）により日本私立学校振興・共済事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、当該先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
引受会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社
受託会社	株式会社みずほコーポレート銀行

財務部 経理第一課
☎03(3230)7273・7274
Eメール keiri1@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

東京ガーデンパレスのおすすめ宿泊プラン

受験生応援プラン

学問の神様・菅原道真が祀られている「湯島天満宮」、学校教育発祥の地「湯島聖堂」。どちらも受験合格の祈願に人気が高く、東京ガーデンパレスから歩いて行くことができます。

1泊朝食 スタンダードシングル (1名様) 8,500 円
 ツイン (2名様) 15,000 円

受験生応援グッズプレゼント！
 ゆとりある落ち着いた空間で受験生をサポート！



湯島天満宮本殿

お出かけファミリープラン【1日2室限定】

●1部屋5名様まで一律料金

なんと料金は1部屋20,000円(素泊り)

2名様から5名様まで同一料金です。

さらに【上野動物園1日入園券】(大人2名様分)をプレゼント。
 ご家族やグループでのお出かけに…東京ガーデンパレス周辺には美術館、博物館、アメ横などの観光スポットがあります。



和室(イメージ)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
東京ガーデンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 (JR「御茶ノ水」駅下車、徒歩5分)
 ☎03 (3813) 6211 (代表) ☎03 (3813) 6290 (宿泊予約)
<http://www.hotelgp-tokyo.com>

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成24年12月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊 戯室等の建築事業等並びに校 (園)地の買収事業等	1.5	0.8	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミ ナーハウス等の建築事業並び に当該施設建築のための土地 買収事業等	1.6	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専 修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金(据置期間を含めて最大20年)・固定金利・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp